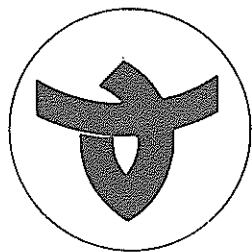


編集・発行／南国市広報委員会
〒783 南国市大桶甲2301 ☎63-2111



広報 なんこく



薫風さわやかテニス教室(緑の広場テニス場)

——とじておくと便利です——

1989

5/15

№. 521 月2回発行



市制施行30周年

まほろばに夢が羽ばたく 南国市



俺んくの庭から

ダイレクトの旅

市民の翼に参加しませんか

市制施行三十周年を記念して「市民の翼」を実施します。国際化への対応は、二十一世紀に向かつての重要な課題ですが、真の国際交流を進めるためには、さまざまな目的に応じて直接外国の人と接して視野を広げ、相互理解を達成することが必要です。この市民の翼は、高知県の空の玄関という本市の立地条件を生かし、

高知空港から直接国際チャーター便を飛ばして国際交流や研修を行うというものです。真の国際化への第一歩として、まずは近くの国との相互理解をと、隣の国韓国を訪問します。韓国は、古くからわが国と非常に密接な関係を持ち、人や物の交流も盛んで、日本の文化のルーツと言われています。その流れに続いて、市民の翼によって新しい時代の交歓を図り、親善を深めていきたいと考えています。

を総団長とする総勢百六十一人が、五つの団に分かれて、昨年ソウルオリンピックを成功させた躍動する韓国で視察や交流などを行います。その体験が新しいふるさとづくりにつながるように。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

募集要綱

- 主催 南国市
- 訪問先 大韓民国(釜山、慶州、安山、ソウル)
- 期間 八月二十四日(木)～二十八日(月)
- 団員資格
 - ①南国市に在住または通勤している方
 - ②事業の趣旨を理解し、親善訪問団としての認識をじゅうぶん持ち、規律ある行動ができる方
 - ③心身ともに健康で、親善訪問団として団体行動に耐えられる方
 - ④各団の趣旨及び構成に基づいて、参加意識がじゅうぶんです。
- 事前研修
 - ①韓国の歴史、現状、日本との関係
 - ②親善訪問に備える事項
 - ③出国手続き等
 - ④事後報告
- この事業の成果を団員だけのものにとどめず、全市民のものとするために報告書を作成します。

市民交流団

■趣旨 国際交流、特に近隣諸国との友好を図るとともに、歴史、文化、風俗などを視察や交流によって体験し、韓国国民の生き方に触れることによって今後の新しいまちづくりにつなげていく。

- 団長 議長 門田益治
- 対象 訪問団の趣旨に積極的に賛同できる方
- 人数 二十八人
- 主管課 企画課

見て聞いて触れて

八月二十四日から四泊五日の日程で、市長

親と先生との

教育事情視察団

■趣旨 今日国際化の時代に対応し、南国市の教育を世界的な視点に立って活性化すると



去年はタイを視察

スポーツ交流

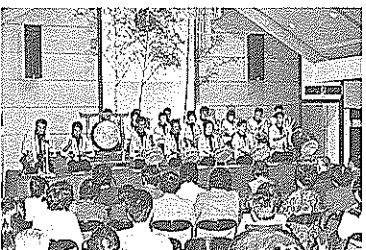
視察団

■趣旨 スポーツ交流をとおして同世代の韓国の人との交歓、親善を図ることによって国際感覚を養い、世界平和と近隣友好を目指した国際交流の実践の場とする。また、日本文化のルーツを訪ねて歴史、風俗、言語などを触れ合いのなかで直接学び、今後の学校生活に役立てる。

- ①南国市立中学校のサッカー選手
- ②南国市立中学校の体育指導者
- ③社会体育関係者
- 人数 二十八人
- 主管課 教育委員会学校教育課



韓国



土佐のまほろば囃子

文化交流視察団

■趣旨 数々の歴史の足跡と、仏教、儒教、漢字などを持つ同じ文化圏に属し、歴史を共有す

産業視察団

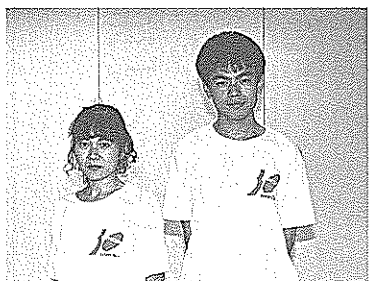
■趣旨 国際理解、国際交流の視点に立ち、生産、流通、サービス等の視察を行い、中核的な関係者との情報交換と交流をとおして本市の諸産業の振興と後継者の育成を図る。

- 対象
 - ①農林業関係者
 - ②商業関係者
 - ③水産業関係者
 - ④工業関係者
- 人数 二十八人
- 主管課 産業経済課

市制施行三十周年

シンボルマーク入

Tシャツを販売します



市制施行三十周年を記念してシンボルマーク入りのTシャツを五月二十五日から販売します。ご希望の方は、三十周年記念事業実行委員会事務局(市役所企画課 ☎21111内線421)までご連絡ください。

- 価格 千二百円
- サイズ M、L

平成元年度保育料徴収基準表

(単位:円)

階層	定 義	3歳未満児	3歳以上児	適 要		
A	生活保護による被保護世帯	0	0	前年度固定資産税による加算		
B 1	A以外の前年度非課税世帯 (母子世帯等)	0	0			
B 2	上記以外の前年度非課税世帯	3,800	3,200	階層	固定資産税	保育料
C 1	前年度市民税均等割世帯	8,500	7,400	B	20,000円以上	C 1の½
C 2	市民税所得割5,000円未満	9,700	8,800	C 1	4,000円以上	C 2へ
C 3	" 5,000円以上	11,400	10,200	C 2	6,000円以上	C 3へ
D 1	所得税3,000円未満	13,500	11,900	C 3	8,000円以上	D 1へ
D 2	" 3,000円以上15,000円未満	14,900	13,900	D 1	10,000円以上	D 2へ
D 3	" 15,000円 " 30,000円 "	17,400	16,000	減 額		
D 4	" 30,000円 " 60,000円 "	20,200	18,200	階層	保 育 料	
D 5	" 60,000円 " 90,000円 "	23,500	20,700	B 2	第1子全額、他は半額	
D 6	" 90,000円 " 120,000円 "	27,200	22,900	C		
D 7	" 120,000円 " 150,000円 "	30,300	24,900	D	末子全額、他は半額	
D 8	" 150,000円 " 180,000円 "	33,100	26,900	10円未満の端数が生じた 場合は切り捨てる		
D 9	" 180,000円 " 210,000円 "	34,900	28,100			
D 10	" 210,000円 " 240,000円 "	36,100	29,000			
D 11	" 240,000円 " 360,000円 "	37,000	29,800			
D 12	" 360,000円以上	37,900	30,600			

平成元年度 保育料

平成元年四月からの保育料が
決まりました。
保育料は、給食費や子供の遊
具、色紙などの購入や保育所の
修理などの費用に充てています。
保護者の皆さんのご理解とご
協力をお願いします。

【民生課】

同和対策シリーズ

「特別措置法」として

厳しい部落差別に苦しんでき
た被差別部落の人たちはもとよ
り、被差別部落の解放を願う多
くの国民の長い間の運動がやっ
と実ったのは「同和審査申」が
出されてから四年を経過した一
九六九(昭和四十四)年七月十
日のことです。

同和対策事業特別措置法が十
カ年の期限のついた法律・時限
立法として成立しました。

この特別措置法によって実施
する事業の経費は、国が大部分
を負担することになっています。

同和対策事業特別措置法は「同
和審査申」のなかで「同和問題
の解決は、国の責務であり、国
民的課題」とした精神を具体化
したもので、被差別部落の生活
環境をよくし、社会福祉の向上
を図り、産業や職業の安定、教
育の充実、人権擁護活動などを
進めることとなっています。そ
して、被差別部落の人々の生活
を向上させるために必要な特別
の事業をすることを定めていま
す。

これらの事業を、国や県・市・
町・村の責任で進めること、す
べての国民は、こうした事業の
実施に協力する義務があること
などを挙げています。

この法律は、三年延長され、
その後、更に別の名称の法律と
して引き継がれ、現在に至って
います。

同和対策事業実施による成果
は大きく、消防車も入れない狭
い道路や老朽住宅などの被差別
部落の生活環境は、かなり改善
されました。また、部落差別の
結果として、家庭の貧しさなど
から、高等学校や大学へ進学で
きなかつた被差別部落の子供た
ちの、奪われてきた「教育を受
ける権利」を保障するためにつ
くられた「同和奨学資金制度」
とあいまって、被差別部落の子
供たちの高校進学率も飛躍的に
高まりました。

高知県でも、一九六三(昭和
三十八)年には、わずか一八割
であった被差別部落の子供たち
の高校進学率は、現在では八〇
割を越えるまで向上しました。

しかし、それでもまだ高知県全
体のそれと比較して、一〇割以
上の差があります。

このように同和対策事業は多
くの地域で着々と進み、大きな
成果を上げ、実態的な差別は、
徐々に解消されつつあります。

しかしながら、いろいろの事
情で、事業が遅れたところや、

全国では法の対象地区に指定さ
れないところが、まだまだ多く
あります。そのうえ、被差別部
落を解放するために最もたいせ
つな問題である産業を盛んにし
安定した職業に就けることに對
しては、手つかずのままですし、
差別をなくすための教育などに
も大きな課題が残されています。

ところが、こうした被差別部
落の改善事業に対して、一部の
人々から、ねたみによる新た
な差別が生まれてきていますが、
特別措置法は、同和対策のため
の法律だけでなく、中小企業振
興のための特別な法律や、山村
過疎地域、へき地教育などに関
して、多くの特別措置法があり
ます。そして南国市でも、山村
振興農林漁業対策事業などが施
行されています。

犬を飼っている方へ

最近、犬の放し飼いや犬のふんに対する苦情が増加しています。特に犬の飼い主は、犬に運動させたりするときには、ふんの処理をきちんとしてください。また、犬の飼い主には「高知県犬による危害防止条例」に基づき次の事柄が義務付けられていますので注意してください。

◎犬の飼い主は、その飼い犬を丈夫な綱、鎖等でつなぐか犬舎に入れて飼わなければなりません。また、運動をさせるときも綱鎖等でつなぎ人に危害を加えるおそれのないようにしなければなりません。(けい留の義務)

◎人に危害を加える性癖のある飼い犬は、口輪を取り付けるなど必要な措置をとらなければなりません。また、飼い犬により公園、道路等の公共施設及び他人の財産を汚したり、損傷したときは、直ちに汚物の処理やその他必要な措置をとらなければなりません。(遵守義務)

◎飼い犬が不要となったときには、毎月一度不要犬の引き取り

をしていただきますので保健所か市役所へお尋ねください。飼い犬を捨てることは禁止されています。(捨て犬の禁止)

※野犬等でお困りの方は、野犬等の捕獲器をお貸ししますので生活環境課まで申し込んでください。

【南国市衛生委員連合会】
【生活環境課】

犬の登録

狂犬病予防注射

のお知らせ

「狂犬病予防法」により、犬を飼われている方は毎年一回犬の登録をしなければなりませんし、年一回の予防注射を受けなければなりません。

四月に定期集合注射を行いました。登録・注射ができなかった方について次の日程で行います。ご都合のよい場所に必ず時間内においでください。

【実施日】五月二十八日(日)

実施場所・時間

- 市役所北側駐車場：午前九時～九時四十分
- 稲生地区公民館：午前十時十分～十時四十分
- 日章地区公民館：午前十一時～十一時三十分
- 岡豊支所：午後一時～一時三十分
- 長岡東部公民館：午後一時五十分～二時二十分
- 【料金】登録料：二千五百円、注射料：二千五百円

【生活環境課】

電話(不法自動車電話)や不法

電波法違反

防止旬間

電波法では、無線設備を利用して通信を行う場合、郵政大臣の免許を受けなければならないことになっています。

しかし、電波利用の普及、高度化が進むなかでハイパワー市民ラジオ、不法アマチュア局のほか最近では、不法コードレス電話(不法自動車電話)や不法テレビ、ラジオの受信障害、混信妨害がありましたら四国電気通信監理局(☎0899)5030、5051)へご相談ください。

また、「電波法違反防止旬間」として、取り締まりの強化等により不法無線局の一掃を図ります。

郵政省では六月一日から十日までを「電波法違反防止旬間」として、取り締まりの強化等により不法無線局の一掃を図ります。

本年7月9日任期満了(投票日は未定)の参議院選挙においては、

投票入場券を発行する予定です。

住民票と実際の居住地が異なる有権者については、「投票入場券」が届かないこととなりますので、速やかに住民票と実際の居住地を一致させるよう手続きをしてください。

なお、「投票入場券」はハガキ形式の下記の様式を検討中です。

【南国市選挙管理委員会】

表面	裏面

平成元年度

調理師試験

【日時】七月二十一日(金) 午後一時～三時
 【場所】高知女子大学(高知市永国寺町五一五)
 【試験科目】衛生法規・公衆衛生学・栄養学・食品学・調理理論
 【受付期間】六月一日～十二日(当日消印有効)
 【申込先】中央保健所(〒780 高知市丸ノ内二四の二)
 ※詳しくは、中央保健所(☎226281)または県保健環境部健康対策課(☎221111)内線243116)までお問い合わせください。

青年海外協力隊員

平成元年度春の募集
 【資格】満二十歳から、原則として満三十五歳までの日本国籍を持つ男女
 【応募方法】青年海外協力隊所定の願書を協力隊事務局に提出

ダムの放流に注意を

今年も集中豪雨や台風が発生するシーズンとなりました。四国電力では、休場ダムから放流する場合サイレンや警報車でお知らせしています。サイレンや警報車による警報を聞いた場合は、川に置かれている物、また川にいる方は直ちに安全な場所へ移動するようお

今月の納税

固定資産税(1期分)

納期限は 5 月末日 です
 市税は納期限内に納付しましょう
 ※口座振替をご利用の方は引き落とし不能にならないよう納期限前に口座の残金をお確かめください

【願書締め切り日】五月三十一日(当日消印有効)
 ※内容等の詳細については青年海外協力隊事務局四国支部(☎0878-0901)までお問い合わせください。

計量器の

定期検査

県計量検定所による計量器の定期検査が次のとおり実施されます。必ず期間中に最寄りの場で検査を受けてください。
 【産業経済課】

日	実施場所	実施時間
5(月)	南国市役所(北駐車場)	10:00~15:00
23(火)	三和農協浜改田出張所	10:30~11:30
	市農協日章支所	13:00~15:00
24(水)	十市農協	10:30~11:30
	市農協稲生支所	13:30~14:30
25(木)	長岡農協	10:00~11:30
	岡豊町公民館	13:30~14:30
26(金)	市農協久礼田園芸部	10:00~11:30
	市農協奈路出張所	13:00~13:30
	市農協上倉支所	14:00~14:30

六月七日は

防災訓練

市では、六月七日(水)に防災訓練を行います。当日の午前九時三十分ごろ市内一斉にサイレン

を鳴らします。また、消防車などがサイレンを鳴らして走行しますのでご注意ください。
 【時間】九時三十分～十一時
 【場所】奈路小学校、土佐清風園、里保育所

移動図書館カレンダー

日	曜	場所・時間	
%	金	明見保育所 10:10~10:30 星神社前(明見) 10:40~11:00 鈴木理髪店西側 11:10~11:30 医大中島宿舎 1:30~2:20 蒲原県営住宅 2:30~3:30	
	30	火	医大蒲原宿舎 10:10~10:50 中沢ショッピングセンター(岡豊町八幡) 11:00~11:30 エレファント駐車場(岡豊町八幡) 2:30~3:00 岡豊小学校 3:10~3:50 北陵中学校 4:00~4:30
%	31	水	久礼田保育所 10:30~11:00 市農協久礼田支所 11:10~11:30 植野公民館 2:10~2:40 岡林幹展氏宅前(植野) 2:50~3:20 久礼田体育館 3:30~4:10
	2	木	市農協瓶岩支所 9:40~10:10 奈路公民館 10:30~11:00 奈路小学校 11:10~11:40 笠の川公民館 1:40~2:10 八京公民館 2:20~2:40 白木谷公民館 2:50~3:20
%	6	金	札場バス停西側 10:10~11:00 丸十園芸組合前(大浜) 11:10~11:40 十市小学校 12:50~1:20 阿戸公民館 1:50~2:20 園芸組合前(浜田) 2:30~2:50
	7	火	中沢建材店前(立田) 10:30~11:00 稲生郵便局前 11:10~11:30 小久保公民館 1:40~2:00 かりやストア前 2:10~2:50 稲生小学校 3:00~3:40
%	8	水	大湊保育所 9:50~10:20 市農協前浜支所 10:30~11:00 浜窪市営住宅 11:10~11:40 伊都田神社前 2:10~2:40 宝生寺駐車場(里組) 2:50~3:20 大湊小学校 3:30~4:00
	9	木	里保育所 9:50~10:20 三和公民館 10:30~11:00 松村鉄工所前(片山) 11:10~11:30 浜改田公民館 3:00~3:30 三和小学校 3:40~4:10
%	9	金	都築紡績前 9:50~10:10 物部公民館 10:20~10:50 西川歯科駐車場 11:00~11:30 高知高専宿舎 1:30~2:00 久枝バス停北側 2:10~2:30 日章小学校 2:50~3:30

※市立図書館の開館時間は午前9時～午後5時で、毎週月曜日の午後及び日曜日、祝祭日、毎月末日は休館です。

市の統計4月

面積 124.82km² (平成元年4月30日 現在)

項目	数値	項目	数値	項目	数値
人口	47,759人	交通事故発生件数	33件	救急出動回数	107回
男	23,046人	死者	0人	急病	58回
女	24,713人	傷者	39人	交通事故	21回
前月比	327人増	火災発生件数	2件	一般事故	9回
世帯数	17,115世帯	建物	2件	その他	19回
出生	48人	山林	0件	建築確認申請	25件
死亡	43人	その他	0件	開発許可申請	6件
転入	651人	被害額	2,397万円	農地転用許可申請	13件
転出	329人				

1分間吹鳴
 ウォーン
 |
 15秒 休み
 |
 1分間吹鳴
 ウォーン

大正8年4月 生まれの方

老人医療受給手続きを
 大正8年四月生まれの方は、今月から「老人医療受給資格」ができました。また、六十五歳以上で身体障害者手帳の一級から三級まで、聴覚・言語・下肢障害の場合は一部四級までと同程度の障害の認定を受けた方は、老人医療の該当となります。障害年金証書、身体障害者手帳などの障害の程度を証明するものと医療保険証、印鑑を持って、保健課給付係で手続きをしてください。
 【保健課】

定型訴状用紙等一覧表

裁判所	もめごとの種類	もめごと等の内容	定型申立用紙等の種類	
			民事調停	民事訴訟
簡易裁判所	金銭をめぐるもめごと	貸した金を返してもらえない	貸金調停	貸金請求
		物を売った代金を支払ってもらえない	売買代金調停	売買代金請求
		給料を払ってもらえない(パート、アルバイトの場合も含む)	給料支払調停	給料支払請求
		金融業者から借りた金が返せないで分割払にしてほしい 金融業者から借りた金は返したのにまだ請求を受けている	貸金業関係調停	
裁判所	土地や建物をめぐるもめごと	家賃を払ってくれないので明け渡してほしい	建物明渡調停	建物明渡請求
		建物をまた貸しているので明け渡してほしい		
		建物を無断で増改築されたので明け渡してほしい		
		建物を借りている人が他人に著しく迷惑をかけているので明け渡してほしい 家賃を値上げしたいが、借家人が応じてくれない		賃料増額請求

簡易裁判所窓口には、定型訴状や定型調停申立用紙が備え置かれており、簡単な手続きで訴状を起したり、調停の申し立てができます。
 【高知簡易裁判所】

簡易裁判所からのお知らせ

5・6

市民カレンダー

5月26日から6月10日まで

☆健康相談など

内容	地区	日	曜	受付時間	場所	対象
健康相談	瓶岩	5%	金	9:30~11:00	瓶岩公民館	
				10:00~11:30	長岡東部公民館	
	1:30~3:00					
健康相談 育児相談	篠原南	26	金	9:30~11:00	篠原南公民館	
	能間			1:30~4:00	能間公民館	
結核、肺がん 成人病検診	稲生	26	金	9:30~11:00	稲生小学校講堂	
				1:30~3:00		
	陣山	29	月	9:00~11:00	南陣山公民館	
	西山			1:30~3:00	西山公民館	
岡豊	31	水	9:30~11:00	定林寺公民館		
			1:30~3:00			
結核、肺がん 成人病、歯科検診	長岡東部	30	火	9:30~11:00	長岡農協会館	
				1:30~3:00		
胃がん検診	大篠	29	月	7:30~9:30	中央公民館	
		30	火			
健康相談	久礼田	%	木	9:30~11:00	久礼田体育館	
	白木谷			1:30~3:00	白木谷公民館	
	長岡西部	5	月	10:00~11:30	中央福祉館	
			1:30~3:00			
育児相談	久礼田	1	木	1:30~3:00	久礼田体育館	
	長岡西部	8	木		中央福祉館	
健康相談 育児相談	西野々	2	金	1:30~4:00	西野々公民館	
	大篠	8	木		大篠公民館	
	稲生	9	金		稲生公民館	
結核、肺がん 成人病検診	長岡東部	1	木	9:30~11:00	長岡農協会館	
				1:30~3:00		
胃がん検診	国府	5	月	7:30~9:30	市農協国府支所	申し込み者
		6	火			
	後免駅前町 3・4丁目	8	木		市立図書館前	
	野田、岩村	9	金		ライスセンター	
4か月児健診	全地区	1	木	1:30~2:30	社会福祉センター	平成元年1月生まれ
10か月児健診	全地区	6	火	1:30~2:30	社会福祉センター	S63年7月生まれ
1歳6か月児健診	全地区	8	木	1:00~2:00	社会福祉センター	S62年11月生まれ
三種混合	全地区	7	水		市内各医院	個人通知者
不要犬引き取り	全地区	6	火	9:00~9:30	立図書館前	
無料法律相談…27日(10:00~12:00) 場所・社会福祉センター あらかじめ電話で予約してください。						

5月1日号で無料法律相談日を8日・22日とお知らせしましたが、13日・27日の誤りでした。おわびで訂正いたします。

事務局・企画課広報統計係／印刷・川北印刷(株)

☆金属類の収集

日	曜	地区
5%	金	奈路、瓶岩、白木谷
27	土	国分、左右山、比江、北小籠
%	木	山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、住吉野、伊達野、南海学園、大埴団地、篠原、明見
2	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原、蒲原団地
3	土	常通寺島、小菴、中島、江村、吉田、三軒屋
5	月	片山、里改田、浜改田
6	火	領石、植野、久礼田、植田
7	水	能間、野田口、朝日町、成陸、横田町、稲吉、西窪、新川、日吉町
8	木	立田、田村
9	金	後免、野田
10	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市

☆不燃物(金属類以外)の収集

日	曜	地区
5%	金	植野、領石
27	土	瓶岩、上倉
29	月	十市北部、粟住蒲原団地
%	木	前浜、下島、久枝
2	金	立田
3	土	田村
5	月	十市南部
6	火	里改田、片山
7	水	浜改田
8	木	稲吉、西窪、新川
9	金	山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、住吉野、伊達野、南海学園、大埴団地
10	土	篠原、明見

☆休日在宅医

日	曜	当番医	電話
5%	日	曾根産婦人科(大埴)	☎5318
%	日	尾木内科医院(篠原)	☎2787